

『通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会』
法体系全般及びコンテンツ規律に関する意見

杉原佳堯

在日米国商工会議所 (ACCI)

インターネット・エコノミー タクスフォーラム議長

2008年11月25日

総合的な法体系全般について

- 在日米国商工会議所(以下、ACCJ)は、「通信・放送の総合的な法体系に関する委員会」における議論の推移に注視しております。特にインフラや電波などを持つ寡占的事業者により、市場が非競争的環境となってゆくの排除するなど、公益性の観点から適切な議論が行われることを期待しています。
- 技術革新により市場における通信と放送の融合が益々進展し、現行法で規定されていない新しいビジネスモデルの台頭や競争環境の変化が顕在化してきていますが、新しい法体系がこのようなビジネスモデルや競争環境を阻害するものであってはならないと考えています。
- また、技術やビジネスモデルの急速な融合により、新しい法体系が出来たとしても、これまでの対応や調整が続くのであれば、有効に機能するとは思えない。
- さらに、新しい法体系は、技術中立的であるべきで、特定の技術を奨励するものであってはならない。
- このような理由から、当該委員会において、総合的な法体系、及び法的枠組みの在り方と規制との関係について多角的に且つ慎重に議論していただきたい。

総合的な法体系と適正な法的枠組みの在り方

- 通信事業者及び放送事業者は、その公益性の観点と事業に必要なインフラへの継続した投資を確保するため、各国において厳しく規制の対象とされてきた。今後、インフラに対する規制と投資、そして開放について、速やかに議論を始めるべきだと考える。
- 今、通信業界と放送業界の融合とそれら基幹事業者によるサービス領域への進出により、事業者から消費者に直接届く様々なサービスが生まれてきています。と同時に、これらの事業者は、全く新しい次元の競争力を持ち始めています。
- ACCJは、今まで、市場の変化を反映し促進するような新しい法的枠組みの必要性について原則的に賛同を表明してきました。私たちは、新しい法体系が活力あり、健全なICT分野の発展に寄与して欲しいと願っており、特にインターネットの健全な発展に向けてはその意を強くしています。
- 一方で、当該委員会で検討されている総合的な法律を目指すアプローチについては数々の克服しなければならない難しさを感じているところでもあります。

中間論点整理について

- 当該委員会の中間論点整理では、寡占的電気通信事業者及び主要放送事業者における垂直統合型構造を見直し、4つのレイヤーにおける競争促進を目指した水平分業型法体系を提唱している(コンテンツ、プラットフォーム、伝送サービス、伝送設備)と理解しています。
- 中間論点整理は十分な議論を反映し策定されたものと理解しています。しかしながら、ACCJとしてはこうした市場構造の再定義だけで、レイヤー内またはレイヤー間の競争促進を図ることができるのか。さらに、新たなルールだけで、市場におけるダイナミック且つ急速な技術革新やビジネスの変化に効果的に対応できるか疑問を感じています。
- 更に、研究会報告書において実現すべき基本理念とされる「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」については、対象が広範囲であることから、どのようにして、総合的な法体系で実現するのか、現行の一般法との整合性は、どのようにとるのか、注視しているところでもあります。

インターネットに係る法的枠組みの基本的考え方

- インターネットの新しい法体系については、レイヤー構造による規制が、インターネットの持つ有機的な繋がりを阻害しないよう、多様なサービスへの対応は引き続き市場原理に委ねることが、インターネットの更なる発展とイノベーションの促進に寄与するものと考えています。
- 新しい法的枠組みを実施するにあたり政府に望むべき主たる役割は、伝送インフラに関しては、オープン且つ適切な条件でのアクセスを確保すること。一方、プラットフォーム及びコンテンツ分野については、既存の競争政策の適正な運用により市場競争を維持することが可能と考えています。

コンテンツ規律について

- コンテンツ規律については、著作権保護の側面と違法・有害情報から利用者を適切に保護するという2つの側面があり、それぞれ検討されるべきと考えます。
- いずれの事項も国内において様々な議論がなされているところではありますが、特に著作権保護においては「フェアユース」、違法・有害情報規制については「フィルタリング」についての関心が高まっていると認識しています。
- ACCJは議論の推移を注視しており、様々な角度から検討したインターネット・エコノミーに関する包括的な調査を来春とりまとめ、本件に対する意見として表明する予定です。

規律の国際化について

- ACCJは、通信・放送の総合的な法体系の議論において、今回の機会が与えられたことを喜んでおります。また、今後も継続的に総務省及び当該委員会と意見交換の機会が与えられることを希望いたします。
- インターネットは基本的にグローバルなものであり、日本における新たな規制が次の技術革新やビジネスモデルの創出を阻むものであれば、利用者は良質なサービスを求めて国外へ流出し、結果的に日本の競争力低下を招く恐れがあると考えています。
- こうした観点から、新たな法体系を検討するにあたっては、市場原理に基づいたオープン且つ柔軟な枠組みであると同時に、国際的な動向と整合性のとれたものであるべきと考えています。
- ACCJでは来春を目指して、「インターネット・エコノミー白書」を策定中であり、同白書では、現在世界規模で進展しているインターネット・エコノミーにおいて中心的役割を担う多国籍企業の経験を踏まえ、日本の様々な課題に対する提言を取りまとめる予定です。

ご静聴有難うございました。